平成２５年（フ）第１９２５号
大阪市住吉区杉本２丁目１番49号
破産者　藤井　勝嘉
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９４８号
大阪府東大阪市足代北１丁目７番11号
破産者　山中　康嗣
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０９２号
大阪市都島区都島南通１丁目12番９号
破産者　喫茶スナックいづみこと　西田美枝子
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２２６号
大阪府枚方市西禁野２丁目34番８号
破産者　長谷川勝彦
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３９９号
大阪府東大阪市長瀬町１丁目９番10号202号
破産者　昌山　　隆
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４２６号
大阪府枚方市招提元町４丁目49番22号
破産者　岡本　百年
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４９５号
大阪市東淀川区豊里３丁目14番17号
破産者　鮫島　設美
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０１号
広島県廿日市市住吉２丁目14番12号
破産者　國重　　咲
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７８号
北海道爾志郡乙部町字富岡251番地の19
破産者　飯田清悦郎
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２２１４号
横浜市港北区下田町２丁目13番18号　Ｂ
破産者　山崎　清志
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７２９号
横浜市港北区日吉本町３丁目40番35号　ハイツアルマダ401号
破産者　宇田　範夫
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７３５号
横浜市青葉区桜台44番地97　パストラール桜台202号室
破産者　立石　一夫
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８３４号
横浜市神奈川区羽沢南１丁目36番２号　クレイドルＨＩＲＯ102号、開始決定時の住所横浜市神奈川区羽沢南３－６－28－201
破産者　武田　大輔
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８３５号
横浜市神奈川区羽沢南１丁目36番２号　クレイドルＨＩＲＯ102号、開始決定時の住所横浜市神奈川区羽沢南３丁目６番28―203号
破産者　武田　杵子
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２５０号
横浜市神奈川区神大寺４丁目18番４号　パークヒル神大寺303号
破産者　叶城　　淳
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２５１号
横浜市神奈川区神大寺４丁目18番４号　パークヒル神大寺303号
破産者　叶城　裕里
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２８８号
横浜市南区大岡２丁目22番５―205号
破産者　高橋　精三
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３４９号
横浜市都筑区勝田南２丁目４番８号　メープルガーデンＣ－１号室
破産者　大矢　健嗣
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３５号
兵庫県明石市魚住町住吉２丁目15番15号　シャローム住吉101号、開始決定時の住所兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１番地の２38棟302号
破産者　去来川照子
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係